

姫路獨協大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

姫路獨協大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、姫路獨協大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念に基づき、大学の使命・目的及び教育目的は、「新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成すること」として、学則などに明記され、大学案内やホームページなど各種媒体により明示されている。兵庫県姫路市と大学との間の連携協定による大学設立の経緯を踏まえ、地域の繁栄に寄与し、地域創生の担い手となる人材を育成することが、教育の個性・特色として打出されている。係る使命・目的及び教育目的は、中長期計画「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも反映されている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者の受入れは、アドミッションポリシーをもとに適切に実施され、幅広く多様な入学者の確保に努めている。収容定員充足率が低い学部学科があるが、学部の統合再編、新設など教育組織の大幅改革により、定員を満たす努力が行われている。

教育課程は、カリキュラムポリシーに沿って適切に編成され、アクティブ・ラーニングの導入など、授業方法にも工夫が見られる。学生の学修状況を把握するため、各種の活動が行われている。キャリアガイダンスは、キャリア委員会とキャリアセンターなどにより、必要なデータをもとに多様な事業を行っている。学生サービス、厚生補導では、学生委員会のもとに学生生活全般の支援体制とスタッフが整備され、適切に機能している。学生の健康の保持増進には、十分な配慮がなされている。

教育目的を達成するため、必要な教員数が確保されており、教員の採用・昇任については、規則にのっとり行われている。教員の資質・能力の向上を図るため、FD(Faculty Development)委員会を中心とした活動が展開されている。キャンパスには、校舎、図書館、体育施設及び付属施設などの教育研究環境が整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営については、寄附行為により適正な管理・運営がなされており、規律と誠実性は保たれている。中長期計画を策定して、大学の使命・目的の実現に向けて継続的努力が行われている。理事会は、法令及び寄附行為などにのっとり適切に運営されており、機動的・戦略的意思決定ができる体制を整備している。大学の意思決定組織は整備されており、権限と責任の明確性及びその機能性が確保されている。学長のリーダーシップは、副学長のほか、各学部長を学長補佐として配置し、適切に発揮できる体制となっている。

財務の運営は、中長期計画に基づいて行われており、収支の均衡を図る努力がなされている。過去5年間、支出超過が続いているが、平成28(2016)年度には新学部の設置や既存の学部の再編制などにより財務基盤の安定化を計画している。会計処理は諸規則に従って適正に行われており、監査も厳正に実施されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に沿い、学則に自己点検・評価の実施及び公表を定めて、関係規則と組織を整備し、エビデンスに基づいた点検・評価の実施体制を整えている。自己点検・評価の結果は学内で共有されるとともに、ホームページなどで社会へ公表されている。

自己点検・評価及び認証評価の結果は、教育研究と大学運営の改善・向上に結びつけるため、自律的に対応状況を調査してそれらの改善を図るなど、PDCAサイクルの確立に資するよう活用されている。

総じて、大学の教育は、明示された建学の精神と使命・目的に基づき行われ、学修と教授においては、入学から卒業・就職に至るまでさまざまな創意工夫がなされている。経営・管理は適切に行われ、中長期計画を策定して財務基盤の安定化を図り、大学の健全な運営に努めている。自己点検・評価については、規則などに基づき実施されており、教育の質の向上に積極的に取り組んでいる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.地域社会との連携協力・地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念に基づき、大学の使命・目的及び教育目的は、学則などに簡潔に明記されている。それらは広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することにより、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することとされている。また、多様化し流動化する社会を生きるために必要とされる幅広い教養と専門的知識と技能を身に付け、自己表現力と責任能力を養い、播磨地域から国際社会に貢献し得る人材、地域創生の担い手となる人材を育てることとして

いる。これらは、大学案内やホームページなど各種媒体で明確に表現されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

姫路市と大学との間の連携協定（公私協力方式）による大学設立の経緯を踏まえ、地域の繁栄に寄与することを使命として、学士課程及び大学院修士課程における教育の個性・特色が明示されている。大学及び大学院の目的、各学部学科・各研究科の教育目的は、学則及び大学院学則に簡潔な文言で明記されており、大学設置基準などの法令に適合している。入学志願者の減少という厳しい状況の変化に対応するため、「姫路獨協大学改革委員会」などで検討を進めて、建学の理念と地域のニーズに見合う学部学科の新設や再編とそれに伴う使命・目的の設定などを実施してきた。平成 28(2016)年度には看護学部の新設や既存の文系 3 学部の統合再編を予定するなど、大学は時代や社会の変化に柔軟に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

学部及び大学院の教育目的は、各学部教授会、各研究科委員会及び大学評議会を経て法人の理事会・評議員会において審議され、承認・同意といった手続きにより、役員・教職員の理解と支持が得られている。使命・目的及び教育目的は、学校行事などの機会のほか、広報誌、大学案内、ホームページなどのさまざまな媒体を通して、在学生、教職員のみならず、保護者、受験生及び地域社会の人々に対して周知されている。

平成 26(2014)年度に策定された中長期計画「獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度）」及び三つの方針は、大学の使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。学部及び大学院をはじめとする教育研究組織の構成は、使命・目的及び教育目的ののっとり、時代の変化と社会の推移に対応できるものとして整備されている。

【優れた点】

○姫路市と大学との連携協定による大学設立の経緯を踏まえて、「播磨総合研究所」を開設し、地域社会の活性化と発展に寄与するさまざまな活動を展開している点は評価できる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは大学全体及び学部学科・研究科ごとに策定され、入試ガイド、募集要項及びホームページに明示され、オープンキャンパスや高校教員を対象とした大学説明会、高校内ガイダンス、進学相談会、高校訪問時等で説明されている。アドミッションポリシーをもとに、多様な入学試験制度を設け、幅広く多様な入学者の確保に努めている。入学者選抜は入学試験委員会のもとに各種専門委員会を置き、適切な体制下で、公正に実施されている。

収容定員充足率や入学定員充足率については文系学部や医療保健学部の一部の学科で低いことが目立つが、改善のために、文系学部の再編制、看護学部の開設を予定し、「6つの最重点施策」、ネット出願の導入などが行われている。今後、更なる努力により、定員を満たすよう期待したい。

【改善を要する点】

○医療保健学部こども保健学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、改善を要する。

【参考意見】

○医療保健学部臨床工学科の収容定員充足率が低いため、定員確保に向けた一層の努力が望まれる。

○外国語学部の二つの専攻、法学部法律学科、経済情報学部経済情報学科は、平成 28(2016)年度に人間社会学群へ改組されるものの、現在の収容定員充足率が著しく低いため、定員確保に向けた努力の継続が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーを学部では学科・学年ごとに、大学院では研究科ごとに策定して、履修の手引き、大学院履修要項、シラバス及びホームページに掲載し、周知している。学部・大学院における全科目の授業内容・方法等は、シラバスを作成して明示し、年度始めに学生へ配付すると同時に、ホームページで社会にも公開している。

教育の特性と学生の進路や取得する国家資格等を勘案して、履修する順序を考慮した科目やさまざまなコースを設定している。また、カリキュラムポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。アクティブ・ラーニングを取入れた授業を行うなど、授業内容や方法を工夫している。

【参考意見】

○丁寧な履修指導を実施しているが、学修の質を担保するため、医療保健学部及び薬学部の年間履修登録単位数の上限を定めることが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修及び授業支援については、教務委員会で審議され、その結果に基づき教職協働により適切に運営されている。学部ごとに担任制又はチューター制をとり、学生一人ひとりの修学状況等を確認できる体制になっている。また、TA 制度を導入して教育支援を行っている。

「学習支援センター」を設置して、基礎学力向上支援、学修相談、外国人留学生の日本語学修支援等に対応しているが、更なる整備と充実が望まれる。

入学時からクラス担任、ゼミ担当教員等がきめ細かい支援、指導を行い、留年者が生じないように配慮している。退学希望者には教務委員が相談に応じている。留学生には習熟度別クラス分けや国際交流センターの設置により、円滑な留学生活が送れる体制を整えている。また、オフィスアワー制度を実施し、学修支援に努めている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、成績評価、進級及び卒業認定については、学則及び大学院学則に定められ、学科会議、各学部教授会及び各大学院研究科委員会で審議され、厳正に運用されている。

ディプロマポリシーは、学部では履修の手引き、大学院では大学院履修要項・シラバスに掲載され、それぞれホームページに公開されている。

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定についても、学則にて明確化され、適切に運用している。

教務委員会で統一された書式に基づいてシラバスを作成し、授業計画・成績評価の方法と基準を具体的に示して、運用している。

【参考意見】

○学部・大学院のシラバスにおいて、成績評価基準が記載されていない科目が散見するので、明示することが望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援のための全学的な体制としてキャリア委員会を設け、その下部組織にキャリアセンターを設置している。キャリアセンターでは、キャリア支援講座の案内、「就職活動ワークブック」の配付、日常の就職相談、就職情報システム「Campus Square」による採用情報の提供等を行っている。

資格を生かした専門職への就職及び大学院進学に対する指導・助言は、学生が所属する学部学科の教員や教職課程教員が中心となって行っている。

キャリア支援プログラムとして、文系学部では各種の「キャリアデザイン科目」を正課授業として実施している。この授業の一環としてインターンシップを取入れて、職業観の育成や自己の適性の発見を目指している。教育課程外においても、学内企業説明会、内定報告会、キャリア支援講座の開講など、就職活動に対してさまざまな支援を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学修状況については、学部、学科及び学年ごとに単位修得状況の集計を行い、学科ごとに学生個々の状況を把握している。学生・保護者には学生個別面談や保護者懇談会を実施して、指導を行っている。国家試験受験資格など多くの免許・資格を取得できる教育課程を編成し、各免許・資格の取得結果を教育目的の達成状況に関する点検・評価の指標として活用している。

一部の学科では、毎年度終了時に「履修カルテ」の記入や、個別面接時に履修履歴と学修状況の確認を行い、4年間の成長過程と課題の確認や学修指導に取り組んでいる。「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果は教員へフィードバックされ、各教員は改善策を提出している。これを「教育活動自己評価（授業改善策）」としてまとめ、学内イントラネットで公表し、教育内容、教育方法の改善に活用している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス・厚生補導のため、学生委員会が設置され、学友会等の各組織は自主的・自立的に運営されている。留学生を含め学生に対する経済的な支援については、各種奨学金制度を設け、大学案内に掲載し、事前に情報提供を行っている。また、授業料の分割納入・延納制度を設け、提携学費ローンやアルバイトの紹介なども行っている。健康保持増進のため、健康管理室には医師、看護師、カウンセラー等を配置している。

学生の意見・要望に対して、各事務室で相談窓口を設置し、クラス及びゼミ担当教員等を定め、学生とのコミュニケーションを図っている。学生の意見をくみ上げる仕組みとして「HDU ボックス（目安箱）」を設置しているほか、「学生生活満足度調査」を定期的実施し、施設設備等の整備・更新へ反映させている。

【優れた点】

○健康管理室の健康管理部門とカウンセリング部門における、医師、看護師、カウンセラーといった人員配置等を含む体制や広いスペースを確保した静養室等施設設備は充実しており、高く評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

全学的に大学設置基準を上回る数の専任教員が、教育目的及び教育課程に即して配置されており、年齢構成のバランスもとれている。

教員の採用・昇任に関しては、規則が整備され、適切に運用されている。教員の募集は原則として公募によることとしている。また、大学院の各研究科登用に関しても同様である。全学的な組織である FD 委員会は FD 活動の基本方針の策定、教員の相互授業参観、研修会等の企画・運営を行っている。

教養教育は、全学共通科目実施委員会が、各学部学科の意見や要望をくみ取り、専門科目との関連性を考え、最小限の全学共通必修科目と、多彩な選択科目を整備している。

【参考意見】

○外国語学部、法学部、経済情報学部における FD 活動について、取組みが十分とはいえないため、活動の充実が望まれる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学の全ての建築物は耐震基準を満たしている。また、開学当初より基本的にバリアフリーに対応しているが、更なる整備を目指し、順次見直し・改善を実施している。各種安全規則を定め、大学における防火・防災管理の徹底を図っている。図書の量的整備及び体系的整備の適切性については、学生の意向を反映させながら、毎年度、図書館運営委員会において検証している。昼夜開講制のため、大学院生には原則として 24 時間、365 日いつでも利用可能なコンピュータ整備の自習室を備えている。

全学部において、可能な限り少人数のクラス編制を行っている。講義室、演習室、学生自習室、学生用実験室、実習室、図書館、体育施設、情報サービス施設など、教育目的を達成するために必要な施設を適切に整備している。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為に明示し、適正な管理・運営の表明がなされている。また、「姫路獨協大学第9次基本計画（2014年）」を策定し、新学部の設置や文系学部再編を行うなど、使命・目的の実現に向けて継続的努力がなされている。大学の設置、運営に関連する法令については、寄附行為を基本に学則をはじめとした関係規則が整備され遵守されている。

エコキャンパスの推進、ハラスメントの防止及び排除に関する規則の整備、定期的な防災訓練の実施など、環境保全、人権、安全に配慮した取組みがなされている。教育情報・財務情報は、ホームページ上で公表し、利害関係者には、「獨協学園の財務情報開示に関する規則」により閲覧に供されている。

【参考意見】

○作成途上にある総合的な危機管理に関するマニュアルは、できるだけ早い時期に整備し、学生や教職員へ周知されることが望まれる。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

理事会は、私立学校法、寄附行為及び理事会会議規則にのっとり適切に運営され、法人及び法人が設置する学校の重要事項を決定している。

機動的・戦略的意思決定ができる体制の整備として、「学校法人獨協学園業務処理規則」に基づき、理事長には理事会から一定の事項について決定する権限が委任されている。また、理事長は各学校の長に理事長が決定する事項以外の業務の決定権を委任している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定を学長が行うに当たっては、教務委員会、学生委員会、入試委員会、キャリア委員会などで作成された原案が、教授会及び学部長等会議を経て、学長の諮問機関である大学評議会に諮られ審議されている。教授会は教学に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べるための機関として機能している。このように大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性が確保されている。

学長の補佐体制として副学長のほか、各学部長を学長補佐として配置し、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制を整えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会には、大学から学長、副学長、大学事務局長が出席し、大学の案件について説明・報告を行っている。理事長が主宰する「学園運営会議」は、法人及び法人が設置する各学校の円滑な運営を図ることを任務としており、大学が理事会に上程する議案の整理などを含め、率直な意見交換や協議が行われている。このように法人と大学は、コミュニケーションによる意思決定の円滑化が図られるとともに、相互チェック機能が働いている。

理事長は、代表権を有し、業務を総理して適切なリーダーシップを発揮している。また、「学園運営会議」において、学長、副学長及び事務局長を通じて教職員の提案等をくみ上げるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学は、法人全体の管理運営を所掌する法人本部事務局と大学の事務体制として事務局、教務部及び学生部の部局を置いている。部局にはそれぞれ適切な人員を配置し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制により、使命・目的の達成のための効果的な業務執行体制が確保されている。

事務局長は、事務責任者として業務の執行を管理し、事務局長が議長となる事務連絡会議を通して理事会や大学評議会の重要事項を伝達している。また、同会議にて各部局間の報告や連絡調整を行うなど、業務執行の管理体制が構築され、適切に機能している。職員の資質・能力向上については、「事務職員特別研修費」を設け研修会等への参加を促進するなど、大学運営を総合的に担う能力の向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人が策定した中長期的な計画に基づく財務運営が行われ、「獨協学園第 9 次基本計画(2014 年度)」に示すように、定期的な検証による見直しを実施するなど、適切な財務運営を確立している。

教育・研究に支障を来さず経費の節減に努めるとともに、外部資金の導入を積極的に進め、消費支出比率の改善に取り組んでいる。また、平成 28(2016)年度には、看護学部を設置し、文系 3 学部については募集を停止して人間社会学群に再編制するなど、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準、「獨協学園会計規則」等に基づき、常任監事及び監査法人の指導のもとに、適正な会計処理を行っている。予算の執行においては、「姫路獨協大学会計事務に関する内規」に基づき、経理課が一元管理を行い、効率的かつ透明性の高いものとしている。

会計監査は、常任監事、本部監査室及び監査法人による監査体制が整備され、科学研究費助成事業等の公的研究費に係る事務遂行や会計処理についても監査を行うなど、厳正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則に自己点検・評価を定め、平成 7(1995)年に最初の自己点検・評価を行い「姫路獨協大学自己点検・評価報告書'94」を刊行するなど、大学の使命・目的に即した自己点検・評価を行っている。

平成 3(1991)年に大学自己評価検討委員会を設け、平成 5(1993)年に「姫路獨協大学自己評価規程」を制定し、教学問題審議会と経営管理問題審議会を設置した。平成 12(2000)年には、この審議会をそれぞれ全学自己評価委員会と経営管理等自己評価委員会に改め、自己点検・評価体制を整えた。また、全学的な自己点検・評価報告書の作成においては、学長が大学評議会に諮り必要な措置を講ずることとしている。

教育活動、研究活動については全学自己評価委員会が 3 年に 1 回、経営管理、地域・社会的活動については経営管理等自己評価委員会が 5 年に 1 回、周期的に自己点検・評価を実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「姫路獨協大学自己評価規程」に基づき、全学自己評価委員会及び経営管理等自己評価委員会にて、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施している。

現状把握のために「学生による授業評価アンケート」「学生生活満足度調査」「卒業時満足度調査」を実施してデータ収集を行い、その結果を FD 委員会や学生部等において分析・調査し、学長の諮問機関である大学評議会に報告を行っている。

平成 22(2010)年及び平成 25(2013)年の「姫路獨協大学自己点検・評価報告書」を教職員に配付し、自己点検・評価の結果を学内で共有するとともに、ホームページに掲載し社会に公表している。また、図書館において「学生による授業評価アンケート」とともに印刷物として学生の閲覧を可能にしている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 26(2014)年度に、平成 22(2010)年の認証評価で指摘を受けた事項や、「姫路獨協大学自己点検・評価報告書－2010 年 4 月から 2013 年 3 月までの状況－」記載の「改善すべき事項」に対応して改善を行っている。また、法人が策定した「獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度）」と大学の事業計画、事業報告における「点検・評価結果」を翌年度の事業計画に反映させるなど、自己点検・評価結果の活用に向けた PDCA サイクルの仕組みの確立に取り組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A-1 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化

A-2 地域との連携・地域への貢献の具体性

A-2-① 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実

A-2-② 公開講座の開設状況と市民の参加状況

A-2-③ 教育研究の成果の社会への還元状況

A-2-④ 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

A-2-⑤ 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【概評】

公私協力方式により誕生した背景及び建学の理念を踏まえ、地域社会に貢献できる職業人の育成、教育研究成果の社会への還元、市民団体との連携等を地域貢献の方針としている。平成 28(2016)年度に策定する「第 10 次基本計画」では、具体的な行動計画を掲げる予定である。

社会と文化交流等を目的とした教育システムの充実を目指して、姫路を中心とした人材が講師となる授業を正規科目として設定している。JR 姫路駅前のサテライト教室や、平成 25(2013)年度の私立大学等改革総合支援事業で「地域コラボレーションルーム」を開設し、各種公開講座や文化活動を、外部団体と共同で提供している。

教育研究成果の社会還元については、「姫路市安全安心まちづくりサポーター」制度の事業所登録を行い、学生が防犯活動に参加したほか、「姫路市政策研究助成事業」に毎年採択され、学生が主体となって研究・調査を行い、研究成果は市民へ公開されている。また、平成 26(2014)年度で延べ 91 人の教職員が地方公共団体等の委員委嘱を受け、地域団体との連携を深めている。大学施設に関しては、図書館を一般開放し、講義室やスポーツ施設等の有料貸出しを行っている。市民も利用できる「café『びあのぴあ〜の』」においては、医療保健学部の学生がボランティアで週 1 回程度、従業員である障がいのある人と交流している。地域の子どもたちの遊び場・地域の発達障がい支援団体との連携事業の場である「プレイルーム」を開放しており、利用者も近年急増している。

地域連携・貢献には独自性が見られ、充実しており、一層の展開が期待できる。

